

催し物のお知らせ **9月**

今月のおすすめ

『ルリユールおじさん』  
 いせ ひでこ/作 (講談社)  
 大事な図鑑が壊れてしまいました。困ったソフィーは街で教えてもらった「ルリユールおじさん」のもとを訪ねます。  
 美しい水彩画で描かれた修理の工程は、子どもだけでなく大人まで楽しませてくれます。

この他にも新しく入った本がありますので、新着・新刊案内は、各図書館での掲示、チラシやホームページをご覧ください。お気軽にお問い合わせください。

- 今津図書館**
- エントランス展示「がん征圧月間」  
 出展：健康推進課  
 期間：1日(金)～30日(土)
  - 健康推進課「高島あしたの体操」教室  
 日時：11日(日) 10時30分～12時
  - かけはし「金曜午後の朗読会」  
 日時：8日(金) 14時～15時



図書館名	電話番号	9月の休館日	9月のおはなし会
今津図書館	☎ (22) 3827	水・木曜日	10日(日)、26日(火)
安曇川図書館	☎ (32) 4711	月・火曜日・27日(水)	3日(日)、17日(日)
マキノ図書館	☎ (27) 0350		16日(土)
朽木図書サロン	☎ (38) 2324	月(18日除く)・	2日(土)
新旭図書室	☎ (25) 2811	火曜日・20日(水)	14日(火)、16日(土)
高島図書室	☎ (36) 2160		16日(土)

催し物の詳しい内容は各図書館のチラシや図書館ホームページをご覧ください。  
<https://lib.city.takashima.shiga.jp/>

※安曇川図書館は蔵書点検のため、27日(水)は臨時休館させていただきます。

わたし流、  
 やっかしまのくらし。

地域愛着はどうして生まれるか

地域おこし協力隊 原 周右



地域おこし協力隊として高島に移住して、3回目の夏を迎えている。今回、自分のもつ高島への愛着は何か醸成してきたのかについて考えてみた。

このコーナーは、たかしまへ移住(1・J・Uターン)された方に、高島の暮らしで感じることをお伝えいただくコーナーです。

☎ 市民協働課 (定住推進室) ☎ (25) 8526

学術的には地域愛着は「人と場所との感情的つながり」と定義され、その度合いは低い順に「選好」「感情」「持続願望」と3段階ある。研究によると地域愛着は風土接触の時間により醸成される。よって、車や電車で通勤する人より徒歩や自転車で通勤するの方が、風土接触が高いため地域愛着が強まる傾向にある。  
 自身の3年間を振り返ると、星空を眺めながら歩いて帰る、汗だくになりながら自転車で走る、湖岸に出て休憩をする…そんな些細な風土接触の積みかさねが、私の中に“高島”愛着を高めたのだろう。

国保年金あらかると

国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう!



国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。  
 保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。  
 もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう!  
 ※納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります。

50歳未満の方は・・・

○納付猶予制度  
 本人が50歳未満である時に限って利用できる制度です。本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、保険料の納付が猶予されます。ただし、平成28年6月以前の期間は、30歳未満に限りです。

学生の方は・・・

○学生納付特例制度  
 本人が学生であるときに限って利用できる制度です。本人の前年所得が一定額以下であれば、保険料の全額について納付が猶予されます。

失業された方は・・・

前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

▼国民年金保険料の納付が困難なときは？

国民年金には、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。  
 ※納付が困難だからといってそのままにせずご相談ください。

条件により納付を免除

○保険料免除制度  
 経済的な理由などで、保険料を納めることが困難な時に利用できる制度です。本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば保険料納付の全額または一部が免除されます。

☎ 保険年金課 ☎ (25) 8137  
 大津年金事務所 ☎ 077 (521) 1789

相談窓口から  
**はい!ニッコリ**  
 消費生活センター ☎ (25) 8106

困ったときはひとりで悩まず、  
 ご相談ください

注文していない健康食品を送りつけられた!

事例

事業者から「ご注文の健康食品を代金引換便で送ります」と電話があった。  
 注文した覚えがないと断ると「注文を受けた記録があるので、受け取ってもらわないと困る」と強く言われた。  
 仕方なく受け取って1万円を払ったが、納得がいけない。



「消費生活センター」  
 をご存じですか?

商品やサービスに関するトラブルや悪質商法などの相談をお受けし、問題解決へのお手伝いを行っています。

ひとこと助言

- 申し込んだ覚えがなければ、電話があったときにきっぱりと断りましょう。
- 断ったのに商品が届いたら、受け取ってはいけません。事業者の名前、住所、電話番号をメモした上で、受け取りを拒否しましょう。
- 電話で断りきれずに承諾してしまっても、クーリング・オフ(無条件契約解除)ができる場合があります。
- 困ったときは消費生活センターへご相談ください。